

## 渡嘉敷村プレミアム付商品券の取扱いについて

渡嘉敷村は、コロナ禍において原油高等・物価高騰等に直面する村民に対し、プレミアム付商品券を発行・販売することにより地域経済の活性化と生活者支援を目的とする同事業に対し、商品券を使用できる取扱店を下記の要領で募集します。

### ① 商品券取扱店の参加資格

渡嘉敷村内において小売業・飲食業・サービス業、その他の業種を営む事業主で、下記に該当しない者

- ◆暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法第77号）第2条第2号に規定する者、暴力団の構成員であると認められる者、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- ◆風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する者、又はこれに類する者
- ◆法令又は公序良俗に反する者
- ◆その他、本事業の目的に照らして、不相当と村長が判断する者

### ② 登録方法

本事業に賛同し、取扱店として登録を希望される事業者は、村指定の申請書に必要事項を記入し、振込先確認ができる通帳のコピー（金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が判別できるものであること）を持参し、村役場民生課窓口へ提出して下さい。

※ 村による審査の結果、取扱店として承認された事業者には取扱店登録証とポスター等を配布します。

### ③ 登録期間

令和5年11月1日から随時

### ④ 商品券利用上の注意

- (1) 商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、つり銭は支払わない。
- (2) 商品券は商品券取扱店の商品・サービスを対象とする。但し、次のものは対象外とする。
  - ◆不動産や金融商品
  - ◆たばこ・切手・その他商品券取扱店が指定したもの
  - ◆商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの
  - ◆国税、地方税や使用料等の公租公課

※ 裏面に続く

## ⑤ 商品券の概要

- ◆商品券は、対象者に額面500円券10枚つづりの5,000円分を2,500円で販売する
- ◆取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和5年12月1日から令和6年2月29日までに限り商品券記載額に相当する物品の販売、又は役務の提供（使用対象外物品等を除く）を行う
- ◆つり銭は支払わないものとする
- ◆いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券は使用できない

## ⑥ 商品券の換金について

換金請求書に必要事項をご記入の上、使用済み商品券を下記の窓口まで提出して下さい。

期 間：令和5年12月15日から令和6年3月15日（期間厳守）

窓 口：渡嘉敷村役場 民生課窓口

支払方法：原則月1回の申請とし、その月の15日（15日が閉庁日にあたる場合はその翌日）までに受付したものを同月末日までに、ご指定の金融機関に振込ます

**※換金の際は、商品券裏面の取扱店欄に押印又は記入して下さい。上記期間後は無効となりますので、ご注意下さい。**

## ⑦ 商品券利用上の注意

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ◆登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない
- ◆村が配布する商品券取扱店ポスター等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に提示すること
- ◆商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない
- ◆商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに村に連絡すること。その際の責については村にて協議する
- ◆換金目的の商品券の使用は行わないこと
- ◆自社商品の購入に商品券を利用してはならない
- ◆商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない
- ◆商品券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費等）の支払いに使用してはならない
- ◆商品券取扱店同士の不正行為をしてはならない
- ◆村は、取扱店がこの要領の各事項に違反すると判断した場合は、取扱店資格を取り消すものとする

渡嘉敷村役場 民生課

TEL 987-2322 FAX 987-2560